

地域	ケイマン諸島
日付	2022年4月6日
法律事務所	Mourant Ozannes (Cayman) LLP
役職名、氏名	Sara Galletly, Partner
連絡先	Sara.galletly@mourant.com +1 345 814 5233

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)

ケイマン諸島における関連法令は、データ保護法(2021年改正)(以下、「DPA」)です。DPAは、元々2018年データ保護規則とともに、2019年9月30日に施行されています。ケイマン諸島に設立されているか、ケイマン諸島で個人データを処理する者は、公共部門と民間部門の両方で、DPAの要求を遵守する必要があります。

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

- i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: データ保護法(2021年改正)

URL : https://legislation.gov.ky/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/2017/2017-0033/DataProtectionAct_2021%20Revision.pdf?zoom_highlight=data+protection+act#search=%22data%20protection%20act%22

Enforcement status: 2019年9月30日施行

① 「個人情報」の定義	DPAでは、 <u>識別可能な生存する個人に関するデータが「個人データ」として定義されており、次のようなデータが含まれます。</u> (a) <u>生存する個人の位置情報、オンライン識別子、または生存する個人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的もしくは社会的アイデンティティに特有の1つ以上の要素。</u> (b) <u>生存する個人に関する意見の表明。</u>
-------------	---

	<p>(c) 生存する個人に関するデータ管理者またはその他の者の意図を示すもの。</p> <p>DPA における「データ管理者」とは、単独または他者と共同で、個人データが処理されているか、処理される方法および理由を決定する者を指します。</p>
② 法律の適用範囲	<p>DPA は、公的機関および民間企業が利用する個人データの管理に関する枠組みを提供します。ただし、DPA は、個人が純粋に個人的／家庭的な活動のために行う個人データの処理には適用されません。</p>
③ 地理的範囲	<p>DPA は、以下の場合に限り、あらゆる個人データに関して、データ管理者に適用されます。</p> <p>(a) データ管理者がケイマン諸島で設立され、その設立に関連して個人データが処理される場合。</p> <p>(b) データ管理者がケイマン諸島で設立されていないものの、ケイマン諸島を経由するデータ移転の目的以外で、ケイマン諸島において個人データが処理されている場合。</p>

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

III. OECD プライバシーガイドライン

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体现した法の規定があればその概要をご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

DPA はヨーロッパにおけるデータ保護規制をモデルにしており、ケイマン諸島で適用される 8 つのデータ保護原則は、DPA の別表 1、パート 1 に記載されています。第 1、第 2、第 3、第 4、第 6、第 7 のデータ保護原則の詳細は、以下に記載するとおりです。また、DPA は、以下のデータ保護原則を定めています。

第 5 のデータ保護原則(保存制限): いかなる目的のために処理された個人データも、その目的のために必要な期間を超えて保存してはならない。

第 8 のデータ保護原則(越境移転): 個人データは、その国または地域が個人データの処理に関してデータ主体の権利と自由に対する十分なレベルの保護を保証するものでない限り、当該国または地域に転送してはならない。

(a) 収集制限の原則

第 1 のデータ保護原則(公正かつ合法的な処理): 個人データは公正に処理されなければならない。また、個人データは以下の場合にのみ処理することができる。

- (a) いかなる場合においても、DPA の別表 2 の第 1 項から第 6 項までに定める条件のうち少なくとも 1 つが満たされていること。

(b) 機微な個人データの場合は、DPA 別表 3 の第 1 項から第 10 項までに定める条件のうち少なくとも 1 つも満たされていること。

(b) データ内容の原則

第 3 のデータ保護原則(データの最小化):個人データは、収集または処理される目的との関連において、適切かつ関連性のあるものであり、かつ過剰なものであってはならない。

第 4 のデータ保護原則(データの正確性):個人データは正確でなければならず、必要な場合には最新の状態に保たれなければならない。

(c) 目的明確化の原則

第 2 のデータ保護原則(目的制限):個人データは、1 つ以上の特定の合法的な目的のためにのみ取得されるものとし、当該目的と相容れない方法で処理されてはならない。

(d) 利用制限の原則

上記の「第 2 のデータ保護原則(目的制限)」をご参照ください。

(e) 安全保護の原則

第 7 のデータ保護原則(セキュリティ-完全性及び機密性):個人データの不正または違法な処理、および個人データの偶発的な損失または破壊、または損害に対して、適切な技術的および組織的措置を講じなければならない。

(f) 公開の原則

この OECD の原則は、DPA が定める 8 つのデータ保護原則のうちの 1 つには含まれていません。しかし、DPA はデータ主体に対して、自身の個人データに関して一定の権利を与えています。ただし、これらの権利は絶対的なものではなく、特定の状況下では制限されることがあります。DPA は、個人に対して以下の権利を付与しています。

- 情報の提供を受ける権利
- アクセスする権利
- 修正する権利
- 処理を停止/制限する権利
- ダイレクトマーケティングを停止する権利
- 自動化された意思決定に関連する権利
- 補償を求める権利

- 苦情を申し立てる権利

情報の提供を受ける権利とは、個人が自身の個人データについての利用と収集について知らされる権利を有することを意味します。データ管理者は、個人に対して以下のような情報を提供しなければなりません。

- データ管理者が誰であるか、および
- 個人データの処理目的

(g) 個人参加の原則

この OECD の原則は、DPA に基づく 8 つのデータ保護原則のうちの 1 つに含まれていません。

DPA が定める第 6 のデータ保護原則(個人の権利の尊重)は、DPA に基づくデータ主体の権利に従って個人データが処理されなければならないことを規定しています。

(h) 責任の原則

オンブズマンは、オンブズマンが DPA の要件に違反していると判断したデータ管理者に対して、執行命令を出すことができます。DPA の下で出された執行命令に従わない場合、有罪判決により 100,000CI ドル(約 121,951 米ドル)の罰金および/または 5 年の禁固刑に処せられる犯罪となります。

ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

(a) 収集制限の原則

(b) データ内容の原則

(c) 目的明確化の原則

(d) 利用制限の原則

(e) 安全保護の原則

(f) 公開の原則

(g) 個人参加の原則

(h) 責任の原則

DPA は、処理が必要な場合など、特定の状況における個人のデータ主体が有する権利(上記のとおり)についての例外を定めています。

- 国家安全保障を保護するため
- 犯罪を防止、検知または捜査するため
- 国際租税条約または国際協力義務の遵守の保証を含む、監視、検査または規制機能のため

例外事由とその適用に関する詳細な説明は、割愛しています。

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

ケイマン諸島内の特定の管轄・監督官庁は、民間部門が保有する個人データを含むデータへのアクセスを要求したり、データの照合を要求されたりすることがあります。これらの情報アクセス権限とその手続は、複数の法律文書で定められており、主として、ケイマン諸島法人に対して慎重な規制を及ぼすことと、透明性と情報交換に関する国際基準に準拠することを目的としており、以下に関する制度が含まれます。

- 特定のケイマン諸島法人の受益者情報(会社法(2022年改正)、有限会社法(2021年改正)、及び有限責任事業組合法(2021年改正)による)
- 経済的実体(国際租税協力(経済的実体)法(2021年改正)による)
- 税務情報機関(国際税務コンプライアンス)(共通報告基準)規則(2021年改正)に基づく共通報告基準への準拠を含む自動的な情報交換制度、及び
- 犯罪収益移転防止法(2020年改正)に基づく、犯罪行為、マネーロンダリング及びテロリズムのための資金調達による収益、又はこれらの犯罪の疑いがあることに関する金融情報の開示の伝達

ケイマン諸島では、個人データを管轄区域内で保存または処理することは義務付けられていません。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

The Office of the Ombudsman

5th Floor, Anderson Square

PO Box 2252

64 Shedden Road

George Town

Grand Cayman, KY1-1107

Cayman Islands